



# 消費生活相談

## コロナに便乗した悪質勧誘 ～持続化給付金が受け取れる？～

相談は  
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）  
TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン  
TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

### 【事例】

SNS で知り合った友人から「事業者向け持続化給付金 100 万円」を大学生でも受け取ることができるという話を聞いた。

大学名やアルバイト先などを伝えたところ、自分がバイト先の事業者になり給付申請するように記載する書類が届いた。詐欺ではないか。

### ＜ひとことアドバイス＞

- ◆持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症で特に大きな影響を受けている事業者を対象にした給付金です。
- ◆持続化給付金制度を悪用し、受給資格のない学生や無職の人をターゲットに、もうけ話を持ちかける悪質勧誘が発生しています。
- ◆受給資格のない者が自身を偽って申請をすることは犯罪行為となる詐欺罪にあたり、消費者自身が罪に問われます。絶対にやめましょう。
- ◆友人や知人から SNS などを通じて誘いを受けても、きっぱり断りましょう。
- ◆新型コロナウイルスに関連したさまざまな給付金や補助制度がありますが、対象や要件などはしっかり確認し、安易に個人情報を伝えないようにしましょう。